

教育委員会月報

No. 51

..... 主 要 も く じ

○ 解 説

- ・官公労機関紙問題について
- ・教育職員免許法施行規則等の改正について
- ・校長、教育長、指導主事の任用資格について
——教育公務員特例法施行規則の一部を改正
する省令の施行について——

○ 戦後における国語問題のあゆみ

○ 比較教育行政制度（二）——

フランスの教育行政制度

○ わが教育委員会（福島市）

——指導主事組織とその活動——



文部省初等中等教育局地方課



もくじ

(第六卷第八号—昭和二九年一月号)

説

官公労機関紙問題 について……………(三)

教育職員免許法施行規則等の
改正について……………(八)

解

校長・教育長・指導主事の
任用資格について……………(九)
——教育公務員特例法施行規則の一部
を改正する省令の施行について……………(一〇)

戦後における国語問題のあゆみ……………(一〇)

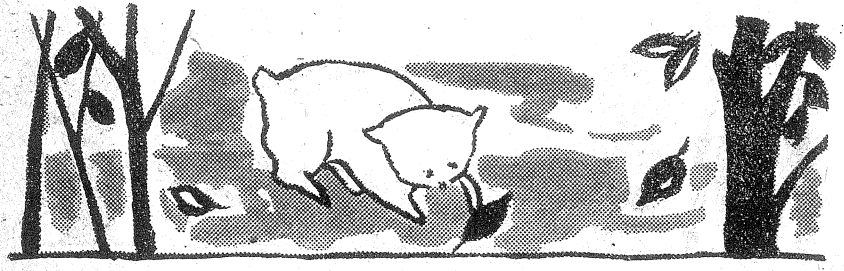
比較教育行政制度(二)
フランスの教育行政制度……………(一一)

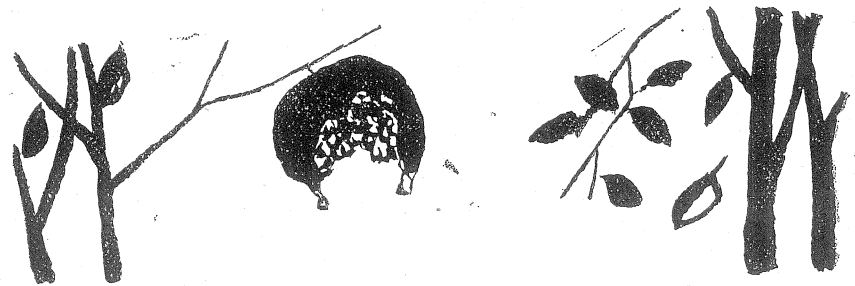
わが教育委員会(82)

指導主事組織とその活動(福島市)……………(四六)

行政実例……………(三三)

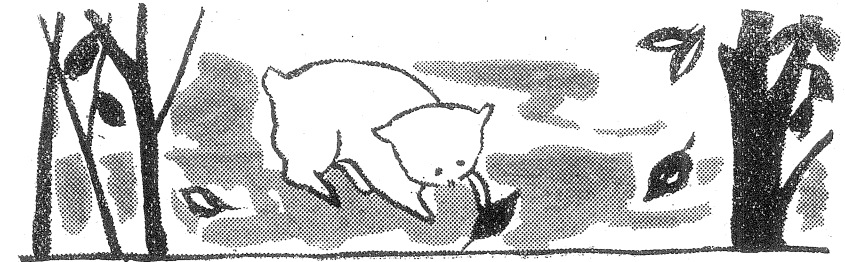
一 教育委員会法関係……………(三三)

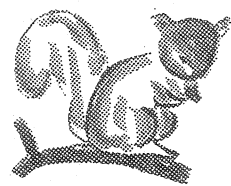




町村合併に伴う職員の身分取扱について.....	(三)
町村合併時における発令庁等について.....	(五四)
二 教育公務員特例法関係.....	(五六)
恩給裁定上の疑義について.....	(五六)
人事院細則九一八―二別表四三の準用について.....	(五六)
中央教育審議会の動き.....	(五七)
教育映画等審査報告(一〇月分).....	(六一)
通 知.....	(六九)

教員養成学部を卒業または修了する者の採用について.....	(六九)
ナトコ映写機等整備について.....	(六九)
中学校職業・家庭科について.....	(七三)
教育職員免許法施行規則の全部を改正する省令および	
教育職員免許法施行規則の全部を改正する省	
令の公布について.....	(一一)





戦後における

国語問題のあゆみ

まえがき——戦後、当用漢字や現代かなづかいが公布さ

れて、これらが公用文をはじめ教科書・新聞・雑誌などに実行されてから、われわれのことばや文字の使い方が目だつてやさしくなってきました。たとえば、「聯合」が「連合」に、「編輯」が「編集」に、「讀職」が「汚職」に、「輿論」が「世論」に、「嫌疑」が「容疑」に、「被疑」に、「けふ」が「きょう」に、「てふてふ」が「ちようちよう」になったのも、みなその現われであります。しかしながら、一方にはまだまだ旧態依然としてむづかしい漢語や漢字が行われ、言語のマスコミュニケーションとしてのはたらきがじゅうぶんに果たされていない面も見られます。そこで、この機会に、戦後における国語改善の施策のあゆみを顧みて、さらに多くのかたがたに国語問題の重要性を認識していただき、ご協力願うことは意義のないことではないと考えます。

ご承知のように、わが国では、古く中国から漢語・漢字を、新しくは欧米からローマ字や西洋語を取り入れましたが、これらは日本語とは系統や性質のちがった言語・文字であるために、複雑多様な国語・国字が形づくられて、そこにいろいろな問題がおこっているのであります。そこで、この複雑多様な国語・国字を改善して、その正常な発達を図ることは、われわれの社会生活の能率をあげ、国民文化の水準を高めるうえに、どうしても必要な条件なのであります。特に、教育上、児童生徒に与える負担をへらすためにも、この問題を解決する必要があることは、長いあいだ識者によって主張されてきたところでありまして、国語・国字を簡易化し、民主化することは、わが国の重要な文教政策の一つであるといっても過言ではありません。

文部省は、早くからこの問題の重要であることを認め、明治以来、国語調査委員会（明治三五）・臨時国語調査会（大正一〇）などを置いて、国語・国字の調査をさせ、ついで昭和九年には大臣の諮問機関として国語審議会を設けて、国語政策の立案審議にあたらせてきました。国語審議会は二十四年建議機関に改組されて、今日に及んでおります。調査局国語課は、国語審議会に対して事務的・技術的な援助をすると同時に、国語シリーズ（おわりの書目参照）の刊行、省内刊行物の審査などを通して、国語政策の普及徹底に努めております。なお、二十三年には国立国語研究所が新設されて、国語・国字に関する基礎的な、学術的な調査研究を行っております。

昭和二十四年改組された国語審議会は、その新しい発足にあたって国語問題要領（国語白書）を公表して、国語の現状と国語問題のありどころを明らかにするとともに、国語問題の審議の基準を示しました。これは、(1)国語審議会の性格と任務、(2)国語の現状の分析、(3)国語問題の歴史的展望、(4)国語に関する諸機関、(5)国語問題審議の基準の五章から成り、きわめて簡単な叙述ではありますが、この問題を展望するのに、まず参考となるものであります。ことに審議の基準としてあげている、(1)

義務教育を容易にすることができるかどうか、(2)一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるかどうか、(4)文化を創造したり受けついたりするのに、どんな影響を与えるかという四項は、この問題を考えるうえで、たいせつな条件であります。

ここでは、便宜的に国語問題を(A)文字・表記法の改善、(B)標準語の確立というふうに二大別して、話を進めようと思ひます。

(A) 文字・表記法の改善

当用漢字表と現代かなづかい——昭和二十一年十一月、政府は国語審議会答申の当用漢字表・現代かなづかいを採択して、内閣訓令・告示として公布しました。当用漢字表は「法令・公文書・新聞および一般社会で、使用する漢字の範囲を示した」もので、字数一八五〇。「使用上の注意事項」として、「イ この表の漢字で書きあらわせないことばは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする。」「ロ 代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞は、なるべくかな書きにする。」「ハ 外国（中華民国を除く）の地名・人名は、かな書きにする。ただし「米」「英米」等の用例は、従来の慣習に従ってさしつかえない。」「ニ 外来語は、かな書きにする。」「ホ 動

植物の名称は、かな書きにする。「ハ」あて字は、かな書きにする。「ト」ふりがなは、原則として使わない。「チ」専門用語については、この表を基準として、整理することが望ましい。「ハ」の八項をあげて、これからの用字の方針を示してあります。現代かなづかいとは、「大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示した」もので、「主として現代文のうち口語体のものに適用する」ことになっております。旧かなづかい、いわゆる歴史的かなづかいが古典によりどころを求めているのに対して、現代かなづかいは現代語音に基準をおいた点で一種の発音式かなづかいではありませんが、中には旧かなづかいのままの部分も残されているので、記憶しなければならぬ点もあります。旧かなづかいを考慮した点は次の三点であります。(1)助詞「を」はもとのまま。「は」「へ」はもとのままに書くことを本則とする。(例)わたしは、映画を見に町へ行く。(2)オ列の長音(よう長音も)を表わすには「う」を用いることを本則とする。(例)王子—おうじ。昨日—きのう。(3)二語の連合、同音の連呼によって生じた「ち」「づ」はもとのまま。(例)鼻血—はなぢ。三日月—みかづき。縮み—ちぢみ。鼓—つづみ。(1・2)の「本則とする」という表現には、助詞の「は」「へ」を「わ」「え」と書いたり、オ列の長音を表わすのに「う」を用いないで、「お」と書いたりしてもさしつかえ

ないという意味を含ませているのですが、公用文・教科書・新聞などはすべて本則のほうによっております。なお、(2)に関連して、「大きい」「遠い」「通る」の類は、長音ではなく、連母音と見なして、「おおきい」「とおい」「とおる」と書くことになっております。(3)の場合も、一語と見るか、二語と見るかの判定が個人によってちがうので、多少の混乱が見うけられます。たとえば「手綱」には「たずな」「たづな」の二つの書き方が行われているようです。こういうところから、一部にはもっと発音どおりにしたほうがよいという論もおこっております。

当用漢字音訓表・字体表・別表———について、二十三年二月に公布された当用漢字音訓表は、「当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示した」もので、これによって複雑な漢字の使い方が整理されたわけです。現代の社会にひろく行われている音二〇六、訓一一六、計三二二の音訓を採用し、異字同訓はつとめて整理してあります。たとえば、「みる」という訓は、「見」にのみ認めて、「看」「視」「観」などは「みる」とは使えないことになりました。二十四年四月の当用漢字字体表は、「漢字の読み書きを平易にして正確にすることをめやす」として、当用漢字表

の各字について「字体の標準を示した」ものであります。印刷字体と筆写体とをなるべく一致させるためで、(1)異体の統合、(例)効・效。(2)略体の採用、(例)県。(3)点画の整理、(例)者・者。急急を試みております。これによって、当用漢字表の中の簡易字体を加えて、七六〇前後の字体が改められたのであります。また別に、二十三年二月には当用漢字別表(教育漢字)が公布されました。これは、「当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きともにできるように指導することが必要であると認め」られた字で、八八一あります。当用漢字と現代かなづかいとによって、これからの国語の書き表わし方にいちおうの根本的な基準が示されたものと言えましょう。

漢語の整理——漢字の問題には、まだ漢語の整理とか、固有名詞の漢字をどうするかという大きな問題が残されております。漢語の整理には(1)当用漢字外の漢語(あるいは当用漢字で書けてもこのまじくしないもの)の言いかえ・書きかえ、(例)安堵→安心。活潑→活発。挨拶→あいさつ。(2)二と一の書き方のある漢語の整理、(例)重態→重体。強剛→強豪。(3)同音異義語の整理、(例)市立→私立。保健→保険。などのことがあります。

固有名詞の漢字——固有名詞に使う漢字の問題は、きわめて重大なものでありますが、国民感情や法規関係のうえから、なかなか解決しにくい問題であります。国語審議会では、まず当用漢字表の「使用上の注意事項」の中で未解決になっていた、中国の地名・人名の書き方の問題を取り上げて、二十四年七月に中国の地名・人名の書き方の表を建議しました。これは、中国の地名・人名(主として民国以後)は、原則として現代の中国標準音によって、かたかなで書くことを決めたものであります。(例)蒋介石→チヤン・チエシ。楊子江→ヤンツー川(ヤンツー・チヤン)。例外として、厦門→アモイ。香港→ホンコンなど八つの地名は、国際的慣用の呼び方によっております。この中国音、かたかな書きの方式は、放送・新聞方面で積極的に実行されましたが、昨今ではやや後退した感じがします。

ついで、国語審議会は人名の漢字の問題を取り上げて、戸籍法施行規則の中で、子の名に用いることのできる常用平易な漢字の範囲として指定されていた当用漢字表の字以外に、九二字の人名用漢字を選定、建議し、これが政府に採択されて、二十六年五月人名用漢字別表として公布されました。したがって、戸籍法施行規則も一部改正されて、子の名に使ってよい漢字は、

当用漢字表の一八五〇字とこの別表の九二字との範囲になりました。

二十八年十月には、町村の合併によつて新しくつけられる地名の書き表わし方についてを内閣総理大臣に建議し、これは地方自治庁によつて関係方面に説明されて、新しい市町村名を決定するにあつてしだいに考慮されているようであります。この建議は、むづかしい漢字、むづかしい読み方の地名は、教育上、通信・ラジオ・交通・事務上、印刷上、不便や支障が多いという理由で、合併後の市町村名の書き表わし方が、当用漢字の精神に沿つて「できるだけわかりやすく、読みちがいの起らないようなものに決定されるよう」適当な処置をとることを希望したものであります。

しかしながら、固有名詞の漢字の問題は未解決の部分が多く、その根本的対策が要望されております。

当用漢字の補正——当用漢字表が公布されてから数年を経たので、実行上の経験にかんがみて、国語審議会では当用漢字の補正の問題について審議し、二十九年三月いちおうの成案を得ました。しかし、その補正は影響するところがきわめて大きいので、慎重に考慮し、これによつてただちに当用漢字表等を改定することは避けて、「当用漢字表審議報告」として、この

案は「将来当用漢字表の補正を決定するさいの基本的な資料となるもの」であり、「このさい一般の批判をもとめ、今後もお実践を重ねることによつて、その実用性と適当さが明らかにされると考えられる」という旨を添えて発表しました。したがつて、これによつて、従来の当用漢字表の内容や、法令および教育上の取扱は、すこしも変更されるものではないことを特に注意していただきたいのであります。ただし、新聞では、二十九年四月からこの補正資料を紙面に実施しております。この案は、当用漢字から「但」「嚇」「朕」「爵」「脹」「隸」など二八字を削り、新しく「僕^{ボク}」「据^ス」「杉^{スギ}」「汁^{ジュ}」「釣^{ツリ}」など二八字を加え、別に音訓・字体を「個^コ」「カ」「燈^{トウ}」「灯^{トウ}」のように改めたものであります。教育漢字に關係あるのは「個」と「燈」の二字の音訓・字体の変更であります。

漢字の使用は、時代によつて多少変わるものでありますから、将来、当用漢字表の字数に増減のあるだらうことは予想されるのであります。その節には、音訓の修正、略字の追加なども当然考えられるべきであります。

表記法の諸問題——その他、表記法の面では、送りがない法、外国語（地名・人名を含む）・外来語の書き表わし方、句

とう法、おどり字法、わから書き法などの制定、左横書きの統一、かたかなの使い方など多くの問題が残されております。公用文の方面では、多少決まっていますが、多くは未解決のままになっております。ただ、外来語の書き表わし方については、国語審議会が二十九年三月、「外来語の表記」という成案を得ましたが、異論があつて建議にまでいたらなかったで、この案の「趣意がひろく社会に普及し、一般に実行されることを望ましい」旨を添えて発表しました。この案は(1)その表記が、国民一般に行われやすいことをたてまゝとする、(2)その表記の社会における慣用の、濃い薄いを合わせ考える、(3)表記が二様にわたり、まだ固定しない語が多いため、それらの語については一々について審議するという方針のもとに、一九項の原則から成り、別に「外来語用例集」がついております。

ローマ字の問題——次にローマ字の問題であります。戦後、時勢の要望に応じて、二十一年六月ローマ字教育協議会が設けられ、その答申「ローマ字教育を行ふについての意見」「ローマ字教育の指針」にもとづいて、二十二年四月から義務教育において、国語教育の一部としてローマ字教育が実施されるようになりました。ローマ字のつづり方については、昭和十

二年九月、内閣訓令による、いわゆる訓令式が決定され、しだいに単一化の方向にありましたが、戦後にわかに標準式（ヘボン式）や日本式のつづり方がさかんに行われるようになって、三式の混乱がはなだしくなりました。これはローマ字教育にも關係するところが大きいので、三式を統一する必要を認め、ローマ字調査会（昭和二三）・ローマ字調査審議会（昭和二四）が設けられましたが、それらの審議は、さらに国語審議会のローマ字調査分科審議会（昭和二五）によつて引きつがれました。そして分科審議会が慎重に審議・検討を重ねて得た結論が、二十八年三月、国語審議会総会で正式に議決され、ローマ字つづり方の単一化についてとして建議されました。そのつづり方には、第一表と第二表があり、「国語のローマ字のつづり方は第一表による。ただし、第二表のつづり方を用いてもよい。」となつております。第一表はだいたいの訓令式のつづり方で、第二表の中には標準式や日本式のつづり方がはいつております。両表の具体的な取扱については、さらに必要な機関と連絡して決定のうえ、ローマ字の単一なつづり方が、政府部内および義務教育はもちろん、ひろく一般社会に用いられるよう必要な処置をとることが要望されております。その後、教育では、昭和三十年度からこれを実施するよう処置がとられました。

なお、二十九年三月には、国語審議会から、「ローマ字教育

について「ローマ字文のわかし書きについて」という、部会
の中間報告が発表されました。

このほか、ローマ字については、国字問題の立場から、か
な・漢字との比較において、その優劣を決定するといったよう
な重大な問題も残っております。

(B) 標準語の確立

これからの敬語——標準語の問題としては、標準語い・標
準発音(アクセントを含む)・標準語法・標準文体・敬語法の
制定や、外来語・新語の整理、学術用語・公文文・商用文・新
聞用語・放送用語の改善などの諸問題があります。国語審議会
では、標準語について審議し、二十九年三月の総会に「標準語
のために」という部会報告が出されました。これは標準語の重
要な点を審議したもので、その第一部は、「現在の東京語を素
材的に取り上げて、その中に正しい形と誤ったまたはなまった
形とを振り分けて、将来の標準語の姿への方向を明らかにしよ
うと努力したもの」であり、第二部は、「標準語としてのこれ
からの日本語がこうありたいと思う理想を言語生活の各部門に
わたって考えたもの」であって、今後、標準語の問題を審議す
る場合に一つの資料となることと思います。正式に決まったも
のとしては、二十七年四月に建議されたこれからの敬語があり

ます。これは、基本の方針として、(1)これまでの敬語は、旧時
代に発達したままで、必要以上に煩雑な点があった。これから
の敬語は、その行きすぎを戒め、誤用を正し、できるだけ平明・
簡素にありたい。(2)これまでの敬語は、主として上下関係に
立って発達してきたが、これからの敬語は、各人の基本的人格
を尊重する相互尊敬のうえに立たなければならぬ。(3)女性の
ことばでは必要以上に敬語または美称が多く使われている(た
とえば「お」のつけすぎなど)。この点、女性の反省・自覚によ
って、しだいに純化されることが望ましい。(4)奉仕の精神を取
りちがえて、不当に高い尊敬語や、不当に低い謙そん語を使うこ
とが特に商業方面などに多かった。そういうことによって、し
らずしらず自他の人格的尊厳を見失うことがあるのは、はなは
だいましむべきことである。この点において国民一般の自覚が
望ましいの三つを示し、一二項にわたって日常の言語生活にお
ける身近な問題点を取り上げたものであります。これによっ
て、敬語の使い方の大筋が決まったものと言えましょう。

学術用語の制定——学術用語の改善の事業は、戦争中にも
企画院(のち技術院となる)の委嘱によって全日本科学技術団
体聯合会が行ってりましたが、戦後の昭和二十二年、当時の
学術研究協議会に学術文献調査特別委員会学術用語制定科が設

けられて、新学術用語の制定の事業が始められました。その
後、文部省の学術用語調査会(昭和二四)を経て、現在は学術
奨励審議会学術用語分科審議会(昭和二五)によって審議が統
けられております。これは、自然科学部門の数字・物理学・化
学・動物学・植物学・地学・機械学・電気学・土木工学・建築
学・採鉱冶金学・船舶学・農学・医学・工学技術・映画技術・
人文科学部門の経済学・宗教学・図書館学などの諸方面にわた
って、各学会の協力のもとに、当用漢字・現代かなづかいによ
って、やさしくわかりやすい学術用語を制定しようとする事業
であります。このうち、数字(約二五〇〇語)・物理学(約三
五〇〇語)・動物学(約二五〇〇語)・土木工学(約六〇〇〇語)
採鉱冶金学(約四〇〇〇語)の五部門の用語集が決定し、二十九
年三月、文部大臣に学術用語の制定についての答申が行われま
した。ついで七月、次官会議申合せによって、今後各省庁で使用
する専門用語は、これを基準として統一するよう努めることに
なりました。(例)函数↓関数××× 拋物線↓放物線××× 起重機↓ク
レーン××× 梯形↓台形××× 楕円↓だ円××× 長円×××

公文文の改善——官庁用語・公文文の改善もまた、その歴
史は戦前にさかのぼることができますが、戦後のスタートは、
二十一年四月、憲法改正草案(口語体)の発表、「各官庁にお

ける文書の文体等に関する件」(法務局)という次官会議決定
であります。その内容は、「今後各官庁における文書及び新た
に制定(全文改正を含む)する法令の文体・用語・用字・句
読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうことと
し、できるだけその平易化につとめること。但し、法令につ
いては当分の間、従来の通りとすること。」というのであります。
それを具体的に示したものが、官庁用語を平易にする標準(文
部省)で、第一 方針、第二 標準と、別表から成り、用語・
文体などにわたっております。これが、六月の次官会議で「官
庁用語を平易にする標準に関する件」という申合せになりました。
ついで、文部省に「公文用語の手びき」編修協議会が設け
られ、十二月には、同書の発行について「官庁の用語・用字を
やさしくする件」という次官会議申合せがありました。その後
さらに、各省庁の文書担当官から成る公文文改善協議会で「公
文用語の手びき」を改編し、これが、二十三年五月の次官会議
申合せ、六月の閣議報告の「官庁の用語・用字をやさしくする
ことについて」によって、実行されることになりました。また
六月には、内閣に公文文改善協議会が置かれ、二十四年四月、
公文文の改善が総理大臣に報告されて、閣議了解となりました。
そして、その実行について、「公文文作成の基準につ
いて」として各省庁に依命通達されました。「公文文の改善」の

内容は、第一 用語用字について、第二 文体について、第三 書き方について、付録 文例集であります。注目すべきことは、人名(事務用書類における)・地名もさしつかえない限りかな書きしてもよいということ、一定の猶予期間を定めてなるべく広い範囲にわたって左横書きにし、その場合かたかなを用いてよいことを決めたことでありましょう。ついで、この事業は国語審議会に移され、二十五年十月には法令の用語用字の改善についての建議が文部大臣・法務総裁あて行われ、法令の用語用字の平易化および統一のため、法務府が中心となり、すみやかに審議機関を設ける等適当な方法で、一二項のことにつき、調査研究することが希望されました。さらに、国語審議会は、二十六年十月、戦後における公用文改善の諸施策を整備して、公用文作成の要領を作り、これが各方面に普及徹底するよう、公用文改善の趣旨徹底についてを総理大臣と文部大臣に建議しました。また、公文書の横書きについてを作って、同時に公文書の左横書きについてを総理大臣に建議しました。これらは次官会議の了解となり、「公用文作成の要領」は各省庁に依命通達され、左横書きは人事院・文部省に続いて、国鉄・大蔵省・通産省・農林省などが、全面的に実施するようになりました。なお二十九年三月には、法令用語改正例が法令用語改善についての別紙として、総理大臣に建議されました。改正例は内

閣法制局・衆参両院法制局の協力・援助によって作成されたもので、同音語の整理や、意味の通じにくいむずかしいことば、当用漢字表・同音訓表にはずれた漢字を用いたことばなどの言いかえ・書きかえが行われております。(例)「料科」「過料」は、後者を「過怠料」とする。「拘留」「勾留」は、後者を「拘置」とする。鎖鑰・鑰匙・かぎ・堰堤・ダム 交叉・交差 失踪・失踪。これは、十月「法令用語の改善について」として次官会議の申合せとなり、各省庁にその周知・実行方が通知されました。

新聞・放送の用語の改善——新聞用語や放送用語の改善の歴史もまた古いのですが、現在は日本新聞協会の新聞用語懇談会や、NHKの放送用語調査委員会などが活発に仕事をし、マスコミュニケーションとしての新聞・放送の用語をやさしく、わかりやすくすることに努めております。新聞における漢語の言いかえ・書きかえ、NHKの用語関係の刊行物など注目すべきものであります。

むすび——以上で国語問題は尽きるものではありませんが、戦後、当用漢字・現代かなづかいを中心として国語改善の諸施策が順調に行われ、各方面の協力によって、われわれのこ

とばや文字がやさしく、わかりやすくなってきましたことは、民主的な社会や文化を築くためになんと言っても大きな喜びであります。

教育にたずさわるかたがたにおかれても、国語問題の重要性をじゅうぶんに認識し、ご理解になって、施策の普及と問題の解決にご協力くださるよう望んで、この稿を閉じたいと思います。(二九・一一・一八)

文部省(国語課)刊行書目

送りがなのつけ方(案)	文部省教科書局調査課国語調査室	文部省	昭三・三
くぎり符号の使ひ方(句読法)(案)	〃	〃	〃
くりかへし符号の使ひ方(をどり字法)(案)	〃	〃	〃
外国の地名・人名の書き方(案)	〃	〃	〃
当用漢字表・現代かなづかい表	内閣・文部省	昭三・三	
新制当用漢字要覧	文部省	印刷局	昭三・三
現代かなづかい要覧	〃	〃	〃
*昭三・七、改訂増補	〃	〃	〃
公文用語の手びき	総理庁・文部省	印刷局	昭三・四
*昭三・三、改訂	〃	〃	〃
五十当用漢字音訓表	文部省教科書局	文部省	昭三・三
*昭三・三、学徒図書組合発行	〃	〃	〃

ローマ字教育の指針	文部省	昭三・二
小学校一年の国語学習効果判定について	文部省教科書局	〃
現代かなづかいの書実態調査報告	国語課	〃
当用漢字に関する文	〃	昭三・三
国語調査沿革資料	〃	〃
付諸外国における国語文字問題に関する文献目録	〃	〃
公用文の書き方	〃	昭三・四
当用漢字字体表	〃	〃
付国語審議会における主査委員長報告	〃	〃
中国地名・人名の書き方の表便覧	文部省調査普及局国語課	昭三・七
総合当用漢字表	文部省	昭三・九
*昭三・八、増訂版発行	〃	〃
当用漢字標準字体の手びき	印刷局	昭三・一
付公用文の書き方	〃	〃
改ローマ字教育の指針	〃	昭三・三
公文書の書式	文部大臣官房総務課	〃
国語審議会 国語問題要領	文部省	昭三・六
「改ローマ字教育の指針」解説	文部省監修	昭三・八
	文教協	六〇円

文部省 記の基準	文部省調査普及局	文部省 昭三・九
刊行物表	国語課	文部省 昭三・九
*昭三・三、「国語の書き表わし方」と改題、統計出版発行、五円		
やさしい新聞文章(国語シ	園田次郎 文部省 昭三・三	
*昭三・三、白龍社発行、四円		
公用文の合理化(2)	松坂忠則	
*昭三・三、白龍社発行、四円		
漢字指導の問題(3)	滑川道夫	昭三・三
*昭三・六、統計出版発行、七円		
国語問題要領解説中島健蔵		
*昭三・六、統計出版発行、五円		
ローマ字実驗学級の調査報告	文部省調査普及局	
義務教育における漢字習得	国語課	
昭和三十七年度ローマ字教育実驗学		昭三・七
級指導試案		昭三・八
そのまゝと(国語シ5)	吉田澄夫・文部省	昭三・三
*昭三・三、春秋社発行、五円	調査普及局 国語課	
現代かなづかいの記録		昭三・三
国語審議会の記		
現代かなづかいの制定		
話しことばの表現(国語シ6)	山村恒雄	
*昭三・六、統計出版発行、五円		
国語問題をこう考える	原富男	

現代かなづかいの意義	金田一京助	
*昭三・六、統計出版発行、五円		
入門期におけるローマ字文	文部省調査普及局	
の学習指導(9)	国語課	
*昭三・六、統計出版発行、五円		
これからの敬語		昭三・三
昭和三十七年度ローマ字教育実驗学	文部省調査普及局	昭三・六
級指導試案	国語課	
国語審議(昭和24・4・6)		
付議要録		
*昭三・六、秀英出版発行、二五円		
ローマ字教育実驗学級(昭和26)	文部省調査普及局	
終末テストの調査報告(年度)	国語課	
当用漢字・現代かなづかい	文部省 昭三・七	
昭和三十七年度ローマ字教育実驗学		昭三・三
級指導試案		昭三・三
やや進んだ段階		
におけるローマ字(国語シ10)		昭三・三
字文の学習指導		
*昭三・七、光風出版発行、三円		
方言と国語教育(11)	東条操	
*昭三・七、光風出版発行、六円		
明治以後におけるかなづかい	井之口有一	
問題(12)		
*昭三・七、光風出版発行、九円		
漢字と国語教育(13)	倉沢栄吉	
*昭三・七、光風出版発行、二円		

国語問題答(14)	文部省調査普及局	
*昭三・七、光風出版発行、三円		
美しい標準語(15)	田口卯三郎	昭三・三
*昭三・七、光風出版発行、二五円		
ローマ字教育実驗学級終末テストの(昭和27)	文部省調査普及局	昭三・六
調査報告		
国語のために(国語シ16)	吉川幸次郎	昭三・三
*昭三・九、光風出版発行、三円		
近世の国語教育(17)	真下三郎	
*昭三・九、光風出版発行、三円		
文部省あて公文書の書式	文部大臣官房総務課	昭三・二
電話のかけ方	文部省調査普及局 国語課	
用字用語語例		
さらに進んだ段階		
階におけるローマ字(国語シ18)	文部省調査普及局	昭三・三
マ字文の学習指導(18)	国語課	
導		
*昭三・二、光風出版発行、一〇〇円		
国語問題問答(2)		
*昭三・九、光風出版発行、三円		
語源をたずねて(20)	大岡保三	
*昭三・二、光風出版発行、三円		
公用文の書き方(21)	文部省調査普及局 国語課	

*昭三・九、光風出版発行、二五円
国語審議(昭和27・4) 文部省 秀英出版 昭三・九
報告書(29・4)

(学術課)

学術用語集	数学編 文部省 大日本図書 昭三・三
物理学編	一一三〇円
動物学編	一一四〇円
土木工学編	一一五〇円
探鉱学	一一六〇円
金学編	一一七〇円
(担当 調査局国語課 広田事務官)	

【追記】その後国語審議会建議のローマ字つづり方の統一化についての趣旨が政府に採択されて、昭和二十九年十二月九日付内閣訓令・同告示としてローマ字のつづり方が正式に公布されました。まえがき―1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めたい事情にある場合に限る、第2表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない。3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

あ と が き

◇：昭和二十九年も、あとしばらくでお別れです。今さらいうのも愚かなことながら、どうしてこうも、月日の流れは速いのでしょうか。一月号をここにお届けすることとなりましたが、またしても月遅れで、お恥ずかしいかぎりです。しかし、一二月号は、どうやら年内に発送、お目にかかることができそうです、まずまずお許しが願えるものと、ほつとしています。

◇：官公労機関紙問題については、周知のとおり、さきに千葉県教育委員会は、佐久間氏が法に抵触するとすることは適法でないとの見解を発表しましたが、文部省および人事院でも、法に違反するものであるとして、注目されています。本号では、まずこの問題について解説を加えました。教育二法律の趣旨の達成に、いつその努力が払われるよう、切望してやみません。

◇：教育職員免許法および同法施行法は、さる第一九国会で制定された同法の一部改正法および同整理法により、その一部が改正されましたが、今回これに伴

い、同法施行規則等関係省令の改正が行われ、きたる一二月三日から施行されることとなりました。この改正は、従来に見られなかった大規模なもので、これらの省令について、主管課の担当官に、改正の主要点を解説していただきました。

◇：また、第一九国会において関係法律の一部改正が行われたために、本年一二月三日以後は、校長・教育長・指導主事の免許状制度が廃止せられ、かわって任用資格の制度が設けられることとなりましたので、このことについても関係法規を通して説明してもらいました。ご研究の参考としてお読みください。

◇：昭和二十一年十一月、政府が国語審議会答申の当用漢字表・現代かなづかいを採択して、内閣訓令、告示として公布してから満八年になります。そこで、この機会に、戦後における国語改善の施策のあゆみをふりかえってみることは意義深いことと思ひ、主管課に執筆を依頼しましたところ、早速、稿をよせられ、編者として大いに喜んでおります。読者各位が、国語問題の重要性をじゅうぶんに認

識し、理解されて、施策の普及と問題の解決にご協力くださるならば、筆者はもとより編集者としても、このうえない幸いです。

◇：「比較教育行政制度」として、前号では、イギリスの教育行政制度について紹介しましたが、本号では、フランスの教育行政制度について述べてもらいました。なお、次号においては、西独について紹介してくれる予定です。

◇：「わが教育委員会」の欄には、福島市教育委員会から寄せられた「指導主事組織とその活動」を掲載することとしました。ご好意に対し心から感謝します。

(編集者 S)

第6巻 第8号 MEJ 8820
教育委員会月報

著作兼発行者

文 部 省

印 刷 者

東京都中央区入船町1-11

弘報印刷株式会社